

利用規約
(併存的債務引受型電子記録債権買取サービス)

第1条(本サービスの内容)	2
第2条(本サービスの申込)	2
第3条(本サービスの利用の承諾を行わない場合)	3
第4条(取扱日・取扱時間)	3
第5条(利用者番号等の管理)	3
第6条(記録または開示の請求方法)	4
第7条(禁止事項)	5
第8条(電子記録債権の決済等について)	5
第9条(当社からお送りする通知書類)	6
第10条(届出事項の変更)	6
第11条(告知・通知の方法)	6
第12条(利用契約の終了と解約)	6
第13条(サービスの停止および廃止)	7
第14条(個人情報の取り扱いについて)	7
第15条(免責事項)	8
第16条(相続等の対応)	9
第17条(反社会的勢力の排除)	10
第18条(本規約の変更)	11
第19条(権利・義務の譲渡・質入等の禁止)	11
第20条(秘密保持)	11
第21条(有効期間)	11

利用規約

(併存的債務引受型電子記録債権買取サービス)

本規約は、Tranzax電子債権株式会社(以下、「当社」という。))が電子債権記録機関として業務規程および業務規程細則(特則)(以下、「業務規程等」という。))に従って、当社およびTranzax株式会社(以下、「記録請求代理人」ということがある。))が共同して開発した本規約所定の電子債権記録業務(以下、「本サービス」という。))の利用について、業務規程等に基づき、利用者が遵守すべき事項および電子記録の請求の方法等の手続上必要な細目事項を定めることを目的としたものです。なお、本サービスの利用者(業務規程第2条第1号)は、本規約第2条第1項に基づく申込みを行うことにより、本規約の内容が本サービスに関する契約内容となることに同意するものとします。また、本規約において用いられる用語は、別段の記載のない限り、別途当社が公表する業務規程等において定義された意味と同一の意味を有するものとします。また、本規約が適用される当社および利用者間の契約のことを、以下「利用契約」といいます。

第1条(本サービスの内容)

1. 本サービスの内容は、当初の債権者(以下、「原債権者」という。))が一般社団法人次世代自動車振興センター(以下、「原債務者」という。))に対して取得したクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金交付規程及び交付決定(以下、総称して「原契約等」という。))に基づき取得する債権(以下、「原債権」という。))に対応する債務(以下、「補助金交付債務」という。))について、Tranzax株式会社が管理するファイナンスのための特別目的会社の1つ(以下、「債務引受人」という。))が、原債権者との間で別途締結する併存的債務引受契約に基づく併存的債務引受を行い、これにより原債権者が債務引受人に対して取得した債権(以下、「引受債権」という。))の支払のために電子記録債権を発生させうえて、原債権者が当該電子記録債権を真正譲渡目的でTranzax株式会社が管理する別の特別目的会社(以下、「買取会社」という。))に譲渡することによって譲渡の対価を得て資金調達を行う取引(以下、「本件取引」という。))に利用される電子記録債権の電子記録サービスとします。
2. 本サービスを利用しようとする者は、業務規程第23条の定めに従い、当社と利用契約を締結する必要があります。
3. 利用者は、本規約第2条第1項に基づく申込みを行うことにより、本サービスの利用に関して、記録請求代理人に対し、本規約および業務規程等上利用者が行うこととされている電子記録債権の記録請求に係る手続(本規約第6条の各記録請求に係る手続を含むがこれに限られない。))および付随する手続きについての包括的な代理権を授与することに同意したものとします。
4. 利用者は、本規約第2条第1項に基づく申込みを行うことにより、当社または記録請求代理人が取得した利用者にかかる情報を、利用者から別途情報共有制限指示があった場合を除いて、当社または記録請求代理人と買取会社が共有することに同意します。
5. 利用者は、業務規程第9章に定めるところに従い、業務規程第37条に定める手数料を支払うことにより、法87条に定める記録事項の開示請求または法第88条に定める提供情報の開示請求を行うことができます。

第2条(本サービスの申込)

1. 本サービスを利用しようとする者(以下、「申請者」という。))は、当社所定の「機関利用申請書」(以下、「申請書」という。))に必要事項を漏れなく記入し、本人確認に必要な書類(登記事項証明書、住民票等)、当社所定の「個人情報保護に関する基本方針(プライバシー・ポリシー)に関する同意書」を添えて、本サービスの利用を申し込むものとします。

2. 当社は、業務規程第 24 条に定める取引時確認のため、「利用申込みの御礼」を申請者が予め届け出た住所宛てに送付します。
3. また当社は、業務規程第 23 条に定めるところに従い、利用者の要件を審査の上利用者登録を行い、業務規程第 23 条第 3 項に定める利用者登録完了に係る通知として、「利用者登録完了のご案内」を申請者が予め届け出たメールアドレス(メールアドレスがない場合は FAX 番号)宛てに送付します。
4. 申請者は、「利用者登録完了のご案内」を受領した時から、本サービスの利用者として本サービスを利用することができます。

第3条(本サービスの利用の承諾を行わない場合)

1. 当社は、申請者について、次の各号のいずれかの事由がある場合には、申請者による本サービスの利用のお申し込みを承諾しません。この場合、当社は、申請者に対して、「機関利用却下通知書」を送付します。
 - (1) 申請者が業務規程第 25 条に定める利用者の要件を満たさない場合
 - (2) 当社が申請者によるお申し込みの内容に疑義があると判断した場合
 - (3) 「利用申込みの御礼」が当社に宛先不明等で返送された場合、または当社から申請者への連絡がとれない場合
2. 当社は、利用者による本サービスの利用開始後であっても、お申し込み時の本人確認事項または利用者要件審査に際して、利用者が虚偽の告知を行った疑いがある場合、なりすましの疑いがある場合等当社が必要と判断した場合には、再度当社が指定する書類の提出を求める場合があります。また、当社は、当社が定めた期間までに再度当社が指定する書類の提出がない場合、または新たに提出された書類によっても本人確認事項もしくは利用者要件審査に疑義がある場合には、当該利用者による本サービスのご利用を制限し、または利用契約を解除することができるものとします。この場合、既に当社に提出された記載に不備がある申請書および届出書類の返送、廃棄等の処理については、法律上要求される個人情報の保護を前提としたうえで、当社の判断により行うものとします。
3. 前 2 項に基づく申請者による本サービスの利用の申込みへの不承諾、または本サービスの利用の制限もしくは利用契約の解除に起因または関連して、申請者または利用者が損害、損失、費用その他一切の不利益を被ることがあっても、当社は一切責任を負いません。

第4条(取扱日・取扱時間)

1. 本サービスは、業務規程第 31 条および業務規程細則第 3 条に定める休業日以外を取扱日とします。
2. 本サービスの取扱時間は、前項に定める取扱日の午前 9 時から午後 5 時までとします。
3. システム等の設備に障害が発生した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、当社は利用者予告することなく、本サービスの提供の全部または一部を一時的に停止する場合があります。この場合、かかる停止に起因または関連して利用者を生じた損害、損失、費用その他一切の不利益について、当社は一切責任を負いません。

第5条(利用者番号等の管理)

1. 利用者は、当社との取引に使用する利用者番号、パスワード等について、自己の責任において厳重に管理し、第三者に一切公開、開示または漏洩しないものとします。ただし、記録請求代理人は、取引の円滑な運用上必要な場合に限り、債務者(債務引受人)、債権者(買取会社)および原債権者の利用者番号を知ることができるものとします。
2. 利用者は、当社との取引に使用する利用者番号またはパスワード等を失念、紛失した場合もしくは盗難に遭った場合、または偽造、変造、盗用その他不正使用のおそれがあり、第三者に知られ不正使

用される可能性がある場合には、直ちに当社所定の方法により、これらの変更手続をとってください。なお、これらの事由が発生した場合であっても、変更手続がなされないまま当該利用者に生じた損害、損失、費用その他一切の不利益については、当社は一切責任を負いません。

3. 変更手続等については、当社相談窓口へお問い合わせください。

第6条(記録または開示の請求方法)

利用者が当社に対して各記録請求をする場合は、業務規程第 12 条の規定および本規約第 1 条 3 項に定めるところに従い、以下の各項に定める方法により行うものとします。

1. 発生記録請求

- (1) 電子記録債権を発生させるために必要な記録請求です。原債権者及び債務引受人が、原債権者が併存的債務引受契約により取得した債権に対応する電子記録債権を発生させようとする場合には、記録請求代理人は、当社所定の電磁的方法または書面の提出(以下、「当社所定の方法」という。)により、発生記録請求を当社に提出していただきます。なお、本取引に関して発生させる電子記録債権は原因債権の支払のために発生させるものとし、当該電子記録債権の発生記録が行われた場合でも原因債権は消滅しないものとします。
- (2) 当社は、前号に基づき発生記録を行う電子記録債権については、記録請求代理人からの請求に基づき、譲渡先を買取会社、原債権者、または当社が同意する先に限定することを発生記録において記録します。
- (3) 債務引受人は、本サービスのために発生させる電子記録債権については、その債権額にかかわらず原債務者が原契約等に基づき弁済の全部又は一部の支払を拒める場合には、債務引受人も電子記録債権の支払いを拒むことができる旨の抗弁を発生記録において記録します。

2. 譲渡記録請求

電子記録債権を譲渡するために必要な記録請求です。記録請求代理人は、当社所定の方法により電子記録債権の譲渡人(原債権者)から譲受人(買取会社)への譲渡記録請求を当社に提出します。

3. 変更記録請求

- (1) 電子記録債権の当事者が、氏名もしくは名称、住所、または口座等を変更する場合、利用者登録事項変更届または当社所定の書式を、記録請求代理人を通じて、当社に提出していただきます。当社は、当該利用者登録事項変更届または当社所定の書式を変更記録請求書としても取り扱い、債権記録に係る氏名もしくは名称、住所、または口座等の変更記録を行います。
- (2) 電子記録債権の支払期日、債権額、抗弁の有無、または抗弁の内容を電子記録債権の当事者が変更しようとする場合、当該電子記録上の利害関係を有する者(その者について相続その他の一般承継があったときは、その相続人その他の一般承継人)全員の同意のもと、記録請求代理人は当社所定の方法により変更記録請求を提出していただきます。当社は当該変更記録請求をもって変更記録を行います。

4. 支払等記録請求

電子記録債権の債権債務を消滅させるために必要な記録請求です。記録請求代理人は、当社所定の方法により支払等記録請求を当社に提出していただきます。

5. 強制執行等の記録

裁判所等からの強制執行等に係る書類の送達を受けた場合には、当社は法律の規定に基づき、職権で強制執行等の記録を行います。

6. 開示請求

- (1) 開示請求は、開示請求書に必要事項を記入し当社に提出することにより行っていただきます。
- (2) 開示請求の種類は、次の通りとします。

① 法第 87 条に定める記録事項の開示

② 法第 88 条に定める提出情報の開示

7. 請求内容の不備の補正

業務規程第 16 条ただし書の「当社が定めた相当の期間」は、本サービスに関しては、請求日から 5 営業日以内とし、この期間内に不備が補正された場合には、当社は当該電子記録の請求を有効なものとして受け付けます。

第7条(禁止事項)

本取引において、原債権者は、原債権および引受債権のいずれについても、当社、債務引受人および買取会社の書面による事前承諾なしに第三者に譲渡し、もしくは承継させてはならず、また、これらの債権について自己もしくは第三者のためにいかなる担保権も設定してはならないものとします。また、原債権者は、当社、債務引受人および買取会社の書面による事前承諾なしに、本取引に関わる権利義務の内容の変更、免除、放棄その他本取引に関連して債務引受人または買取会社を害するおそれのある一切の行為を行うことはできないものとします。

第8条(電子記録債権の決済等について)

1. 原債権者は、原債務者に対し、原債権に係る債務の支払いを、原債権者がGMOあおぞらネット銀行に別途開設し、かつ債務引受人および買取会社と別途締結した債権譲渡契約書で特定された本件専用の入金口座(以下、「決済銀行口座」という。)へ払い込む方法により履行させることとします。
2. 原債権者は、原債務者から、決済銀行口座へ原債権に係る債務の支払がされるまでは、債務引受人に対して、引受債権およびこれを原因債権として発生させた電子記録債権に係る債務の履行を請求することはできないものとします。
3. 前 1 項により、原債務者が決済銀行口座に支払った原債権額は、当該決済銀行口座を通して、当該原債権と連帯関係にある引受債権を原因債権とする電子記録債権を譲り受けた買取会社に対する支払に充当されます(なお、当該電子記録債権の全額が買取会社への支払に充当された後の余剰金がある場合、当該余剰金は原債権者名義の決済銀行口座に留保されます。)。これにより、電子記録債権が消滅するため、当社は、当該電子記録債権につき本規約第 6 条第 4 項に基づき、記録請求代理人から提出された支払等記録請求に基づく支払等記録を行います。
4. 原債権者は、当社、債務引受人、買取会社に対し、第2条第1項に基づく本サービスの利用申込時ならびに第6条に基づく発生記録請求および譲渡記録請求時において、原債権および引受債権(ただし、当該表明保証時点で未だ存在していないものは除く。)について、以下の事項を表明保証します。
 - (1) 原債権の支払先口座として決済銀行口座を指定済みであり、かつ、原債権の支払先口座を決済銀行口座以外の口座に変更していないこと。
 - (2) 原債権および引受債権につき、本規約で許容される者以外の第三者に対する譲渡または担保設定を行っていないこと。
5. 次に定める事項により本条に基づく決済手続が所定の期日までに実施できない場合には、当事者はそれぞれ他の当事者の責任を問わず、協議をもって解決するものとします。
 - (1) 災害等の不可抗力や、裁判所等公的機関の禁止措置等のやむを得ない事由があったとき
 - (2) 記録請求代理人、債務引受人または買取会社が利用するシステムにつき、その運営主体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
 - (3) 当社が運用するコンピューターまたは通信回線に、当社の故意または重大な過失によらず障害が生じたとき

第9条(当社からお送りする通知書類)

1. 当社は、申請者から提出された申請書を受け付け、利用者登録を完了した場合には、「利用者登録完了のご案内」を当該申請者へ送付します。また、当社が当該申請者からの申請を承諾せず利用者登録を行わない場合には、「機関利用却下通知書」を当該申請者へ送付します。
2. 当社は、本規約第6条第4項第1号に定める変更記録請求を受け付け、記録を完了した場合には、「記録完了のご案内」を請求者へ送付します。

第10条(届出事項の変更)

1. 利用者は、利用者登録事項に変更がある場合には、当社所定の利用者登録事項変更届を、記録請求代理人を通じて、直ちに当社へ届け出るものとします。
2. 氏名または名称、住所等の記録事項に係る変更については、利用者が届出時点で有効な電子記録債権の当事者である場合、利用者登録事項変更届を変更記録請求書として取り扱います。
3. 届出事項の変更に起因または関連して当該変更に係る届出以前に生じた損害、損失、費用その他一切の不利益について、当社は一切責任を負いません。また、利用者が届出事項の不備または届出事項の変更を怠ったことにより被った損害、損失、費用その他一切の不利益についても、当社は一切責任を負いません。

第11条(告知・通知の方法)

1. 利用者は、業務規程等および本規約に基づき当社より利用者への告知または通知をする場合に、当社ホームページへの掲示、郵送、または電子メールその他当社が適切と認める方法により行われることに同意するものとします。
2. 当社が利用者から届出のあった住所または電子メールアドレスに宛てて通知を発信した場合において、届出事項の不備・未変更、通信事情その他の当社の故意または重大な過失によらない事由により、当該通知が延着しまたは到着しなかった場合でも、利用者は当該通知が通常到着すべき時に到着したものとみなされることに同意するものとします。

第12条(利用契約の終了と解約)

1. 当事者の都合による解約

利用契約は、合理的な理由がある場合には、利用者または当社が、相手方へ通知することによりいつでも解約することができます。ただし、利用者の都合により解約する場合は、当社所定の書面を、記録請求代理人を通じて当社に提出することにより解約の通知とします。この場合、解約の効力が生じたと同時に利用契約に基づく利用者の当社に対する全ての支払債務については期限の利益を喪失するものとし、利用者は直ちに当社に未払い手数料等の全額を支払うものとします。

2. 解約の効力

前項の場合、当社の都合による解約の効力は、当社所定の方法により当社が解約手続を完了した時に、利用者の都合による解約の効力は、前項の書面を当社が受け付け、かつ、当社所定の方法により当社が解約手続を完了した時に、それぞれ生ずるものとします。ただし、当社または利用者が解約を通知した時点で、利用者を債務者または債権者として発生記録を行った未消滅の電子記録債権(既に利用者から買取会社への譲渡記録が行われたものも含み、以下、「未消滅電子記録債権」という。)がある場合には、当該未消滅電子記録債権の全部が消滅したことが支払等記録等によって確認された時に、解約の効力が生じるものとします。なお、前項の通知後であっても直ちに解約の効力が生じないことにより生じた損害、損失、費用その他一切の不利益につい

て、当社は一切責任を負いません。

3. 利用制限および利用契約の解除

利用者が次の各号のいずれかに該当した場合には、当社は、当社が必要であると判断するときは当該利用者に事情説明を求めた上で、当社の判断により、当該利用者による本サービスの利用を制限あるいは停止すること、または催告なしに利用契約を直ちに解除することができるものとします。その場合、解除の効力については、利用者に対し、当社が解除を通知した日に生じるものとします。ただし、未消滅電子記録債権がある場合には、当該未消滅電子記録債権の全部が消滅したことが支払等記録等によって確認された時に、解除の効力が生じるものとします。この場合、解除の効力が生じたと同時に利用者は直ちに当社に未払手数料等の全額を支払うものとします。

- (1) 当社の業務規程等に定める利用者の要件を満たさなくなったとき
- (2) 本規約第 3 条第 2 項に該当するとき
- (3) 反社会的勢力に関する本規約第 17 条第 3 項に定める事由に該当するとき
- (4) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があった場合
- (5) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (6) 個人である利用者が死亡した場合（相続の開始があった場合）
- (7) 本サービスに係る利用者の決済銀行口座が、当該銀行の判断により解約された場合
- (8) 当社に支払うべき所定の取扱手数料等の未払が生じ、相当の期間を定めた催告にもかかわらずこれを支払わない場合
- (9) 虚偽の電子記録請求をした場合（本規約第 6 条の各記録請求に係る手続を含むがこれに限られない。）
- (10) 他の電子債権記録機関から取引停止処分を受けた場合
- (11) 法令、業務規程等または本規約により当社が定めるところに違反した場合
- (12) 前各号に準ずると当社が認めた場合および当社の電子債権記録業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると当社が認めたとき

4. 当社が利用者の本サービスの利用を制限した場合には、利用者からの次に掲げる電子記録の請求を却下します。また、本規約第 1 条第 3 項にかかわらず、記録請求代理人は、当社が本サービスの利用を制限した利用者のための記録請求は行いません。この場合であっても、利用契約の解除の効力が生じるまでの間、利用者は引き続き本規約および業務規程等を遵守しなければならないものとします。

- (1) 新たな電子記録債権の発生記録の請求
- (2) 当該利用者が債権者または債務者として記録されている電子記録債権に係る記録請求（ただし、支払等記録、変更記録および記録事項の開示に係る請求は除く。）

第13条(サービスの停止および廃止)

当社は、利用者に対して 90 日前に事前に通知することをもって、本サービスを停止または廃止することができます。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない事由がある場合は、当社はこの期間を短縮できるものとします。本条に基づき当社が本サービスを停止または廃止した場合、利用者は当社に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止に起因または関連して生じた損害、損失、費用その他一切の不利益について、当社に故意もしくは重過失がある場合を除いては、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、当社に対してその賠償等の請求を行うことはできないものとします。

第14条(個人情報の取り扱いについて)

1. 当社は、利用者の個人情報を当社ホームページ上に掲載の「個人情報保護に関する基本方針（プライ

バシー・ポリシー)」に基づき取り扱い、適切な管理に努めるものとします。

2. 利用者は、前項に記載の「個人情報保護に関する基本方針（プライバシー・ポリシー）」に同意の上、当社に対して、個人情報を含む利用者登録事項および本人確認書類を提供するものとします。

第15条(免責事項)

1. 通信手段の障害等

通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットもしくはサーバー、コンピューター等の障害、または回線の不通もしくは混雑等により、本サービスの利用が不能となった場合や、本サービスの取扱が遅延となる場合があっても、当社に故意または重過失がある場合を除き、かかる不能または遅延に起因または関連して生じた損害、損失、費用その他一切の不利益について、当社は一切責任を負いません。

2. 利用者番号・パスワードの不正使用等

本規約第 5 条に定める利用者番号・パスワード等により行われた本サービスの利用に係る一切の行為について、当社は利用者本人による行為とみなすものとし、利用者番号・パスワードその他の情報・機器等について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、かかる事由に起因または関連して生じた損害、損失、費用その他一切の不利益について、当社は一切責任を負いません。

3. 通信経路における取引情報の漏洩等

公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路における通信内容傍受・不正アクセス等、当社の故意または重大な過失によらない事由により、パスワードその他の本人確認に必要な情報および当社と利用者との取引に関する情報等が漏洩した場合であっても、かかる漏洩に起因または関連して利用者に生じた損害、損失、費用その他一切の不利益について、当社は一切責任を負いません。

4. 情報の開示

法令、規則、官公庁の命令もしくは要請等に基づき本サービスまたは利用者に係る情報の開示が求められた場合、当社は利用者の承諾なくして当該法令、規則、官公庁の命令・要請等の決める手続に基づいて当該情報を開示することがあります。この場合であっても、当該情報を開示したことに関因または関連して利用者に生じた損害、損失、費用その他一切の不利益については、当社は一切責任を負いません。

5. その他

- (1) 当社は、利用者に対して、本サービスの利用が妨げられないことや障害が発生しないことを保障するものではありません。
- (2) 当社の故意または重大な過失がある場合を除き、本サービスを利用したことに関因または関連して発生した損害、損失、費用その他一切の不利益については、利用者が一切の責任を負うものとし、当社は一切責任を負いません。当社の故意または重大な過失がある場合における当社の損害賠償等の責任は、当該事由により利用者が直接かつ現実に被った通常かつ積極的損害に限られるものとし、いかなる場合であっても、間接損害、特別損害、付随損害、消極的損害、逸失利益その他のかかる損害以外の一切の損害について賠償等の責任を負わないものとします。ただし、法令に基づき当社が責任を負うべき場合については、以上の限りではありません。
- (3) 利用者が本サービスを利用者自身が占有・管理する端末以外の端末により利用したことに関因または関連して生じた損害、損失、費用、その他一切の不利益について、当社は一切責任を負いません。
- (4) 災害等の不可抗力、法令もしくは裁判所等公的機関による措置または通信事業者その他の第三者の行為等、当社の故意または重大な過失によらない事由によって、当社が本サービスの提供を行うことができなかった場合、そのことに起因または関連して生じた損害、損失、費用、その

- 他一切の不利益について、当社は一切責任を負いません。
- (5) 本サービスにおいて、利用者からの照会に基づき当社が提供した情報の内容について誤りがあった場合、当社が提供した情報の内容を変更もしくは取り消した場合、情報の提供がなされなかった場合または利用者への情報の提供が遅れた場合であっても、そのことに起因または関連して生じた損害、損失、費用、その他一切の不利益について、当社の故意または重大な過失がある場合を除き、当社は一切責任を負いません。
 - (6) 本規約第 13 条の規定に基づき本サービスの利用が停止された場合、利用契約が解約もしくは解除された場合、または本規約第 12 条第 3 項に基づき利用者による本サービスの利用が制限もしくは停止された場合であっても、これに起因または関連して利用者に生じた損害、損失、費用その他一切の不利益について、当社は一切責任を負いません。
 - (7) 本規約第 6 条で定める各記録請求において、以下の各号の事由によって当社が手続を行わず、または行うことができなかったことに起因もしくは関連して生じた損害、損失、費用その他一切の不利益について、当社は一切責任を負いません。
 - ① 各記録請求の依頼データが当社の故意または重大な過失によらず当社に到達しなかったこと
 - ② 各記録請求の依頼の明細が当社所定の方法に基づくものではないか、依頼データに瑕疵があったこと
 - ③ 当社が記録請求の依頼を受け付けた時点または手続を実行する時点で、本規約第 8 条に基づき利用される決済銀行口座が解約または利用を制限されていたこと
 - ④ 差押等やむをえない事情があり、当社が支払等記録を行うことが不相当であると認めた場合
 - ⑤ 当社の審査基準に合致しないことその他の理由により、当社が手続を行うことができず、または当社が手続を行うことは適切ではないと判断したこと
 - ⑥ 利用者が当社から、業務規程等もしくは本規約第 12 条第 3 項に基づき利用停止措置または利用制限措置を受けていたこと
 - (8) 本規約第 6 条で定める各記録請求において、確定した記録請求の依頼内容に従い、当社が当該内容に基づく電子記録を行った場合は、依頼内容に誤りがあった場合でも、これに起因または関連して生じた損害、損失、費用その他一切の不利益について、当社は利用者に対して一切責任を負いません。
 - (9) 各当事者のいずれかが本規約第 12 条第 3 項各号の一に該当したために当社が当該当事者による利用を制限し、または当該当事者との利用契約を解除した場合には、利用の制限または利用契約の解除により当該当事者その他の利用者に生じた損害、損失、費用その他一切の不利益について、当社は一切責任を負わないものとします。
 - (10) 原債権者、債務引受人、買取会社その他本サービスの利用者は、本サービスの内容、リスク等を十分勘案し、自らの判断において本サービスを利用します。また、原債務者等の債務不履行に起因して本サービスで予定されている支払がなされず、これに起因または関連して原債権者、債務引受人、買取会社その他本サービスの利用者に損害、損失または費用が生じた場合であっても、当社および記録請求代理人は何ら責任を負うものではありません。

第16条(相続等の対応)

利用者に相続、合併等が発生した場合の当社の対応は次の通りとします。

1. 利用者が法人である場合において、当該法人の合併(利用者が存続会社となる合併は除く。)または会社分割(利用者が承継会社となる会社分割は除く。)により一般承継があったときは、次の各号の手続を行います。
 - (1) 一般承継により利用者の地位を承継した法人(以下、「承継者」という。)の代表者が、一般承

- 継が生じた旨を遅滞なく当社所定の届け出用紙にて当社に届け出ます。
- (2) 未消滅電子記録債権が全て消滅するまでの間は、承継者による利用継続を認めます。
 - (3) 前号の未消滅電子記録債権の消滅が確認できた後、承継者が継続して当社を利用する場合は、承継者により新たに本規約第 2 条に定めるサービスの申し込みをしていただきます。
2. 利用者が個人事業者である場合において、当該利用者が死亡したときは、次の各号の手続を行います。
- (1) 相続人は、被相続人の死亡により相続が発生した旨を遅滞なく当社所定の届け出用紙にて当社に届け出ます。
 - (2) 相続人が複数であるときは、相続人全員の同意により、被相続人に係る利用者の地位に関して当社に対して相続人全員を代表する者（以下、「代表相続人」という。）1 名を選任するものとし、代表相続人選任届を添付して、代表相続人が前号の届け出を行うものとします。
 - (3) 未消滅電子記録債権がある場合は、代表相続人は、自己への名義変更のための「利用者登録事項変更届」を当社に提出します。
 - (4) 前号の手続後、全ての未消滅電子記録債権が消滅するまでの間、または相続手続が完了するまでの間は、代表相続人による利用継続を認めます。
 - (5) 未消滅電子記録債権の消滅が確認できた後、事業を承継した相続人（代表相続人に限らない。）が引き続き当社を利用する場合には、当該相続人により新たに本規約第 2 条に定めるサービスの申し込みをしていただきます。

第17条(反社会的勢力の排除)

1. 当社は、政府による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成 19 年 6 月 19 日 犯罪対策閣僚審議会）に基づき、反社会的勢力との関係を遮断することとしています。そこで、利用者は当社に対し、利用契約の締結時および利用者を債権者または債務者とする電子記録債権に係る記録請求（記録請求代理人による記録請求も含む。）を行う時点において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 利用者の役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者は、自らまたは第三者を利用して、当社および本サービスの全ての関連当事者に対して次の各号のいずれに該当する行為も行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的または脅迫的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社、関連当事者またはそれらの役職員の名誉もしくは信用を毀損し、または当社もしくは関連当事者の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

3. 利用者が、暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当することが判明した場合、前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合、または、第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、取引を継続することが不適切であると当社が判断する場合には、当社は、本規約第 12 条 3 項 3 号の規定により、何らの催告なく直ちに利用契約を解約できるものとします。本項および第 12 条 3 項 3 号に基づく利用契約の解除により利用者（解除された利用者以外の者も含む。）に損害、損失、費用その他一切の不利益を被ることがあっても、当社は一切責任を負いません。

第18条(本規約の変更)

当社が必要と判断した場合には、当社は、利用者に対して当社ホームページ等で変更内容および変更日を告知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、この場合、当社の定める変更日以降は、変更後の規約を適用するものとします。利用者が変更内容に同意しない場合には、その旨を変更日から 7 日以内に当社に通知するものとし、当該通知があった場合には、当社は、直ちに本契約を解約することができるものとします。変更日から 7 日以内に当社に対して当該通知がない場合には、利用者が変更内容に同意したものとみなします。

第19条(権利・義務の譲渡・質入等の禁止)

利用者は、利用契約上の権利または義務の全部もしくは一部について、利用契約に基づく場合または当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、第三者に対する譲渡、質入その他の担保権の設定等の処分をしてはならないものとします。

第20条(秘密保持)

利用者は、利用契約に基づき利用者または当社が相手方に対して開示する一切の情報を、法令上必要な場合または相手方の事前の書面による承諾がある場合を除き、第三者に一切開示もしくは漏洩せず、また、本サービスの利用以外の目的に使用しないものとします。

第21条(有効期間)

利用契約の有効期間は申込日から 1 年間とします。